(目的)

第1条 この要綱は、体外受精及び顕微授精による不妊治療(以下「特定不妊治療」という。)を受ける夫婦に対し当該治療に要する費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めることにより、 その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

- **第2条** この要綱において助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、法律上の婚姻関係に ある夫婦であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は妊娠の見込みが極めて少ないと医師に診断された者であること。
 - (2) 夫婦ともに又はいずれかが市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による 住民基本台帳に記載されている者であること。
 - (3) 児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条に規定する計算方法により算出した同令第 2条に規定する前年(1月から5月までの間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年)の夫 婦の所得の合計額が730万円未満であること。

(助成の対象となる治療等)

- 第3条 この要綱において助成の対象となる費用は、対象者が次条に規定する指定医療機関において 特定不妊治療を受けた場合(医師の判断により治療が中止された場合(卵胞が発育しない等の理由 により卵子を採取する以前に治療が中止された場合を除く。)を含む。)における当該治療に要す る費用とする。
- 2 前項に規定する助成の対象となる治療の基準は、別表のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する特定不妊治療に要する費用は、この 要綱による助成の対象から除くものとする。
 - (1) 夫婦以外の第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けること。
 - (2) 妻が卵巣、子宮等を摘出したこと等により妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合において、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入することにより、当該第三者が妻の代わりに妊娠すること。
 - (3) 夫婦の精子及び卵子が使用できるが子宮摘出等により妻が妊娠できない場合において、夫の精子と妻の卵子とを体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入することにより、当該第

三者が妻の代わりに妊娠すること。

(指定医療機関)

- 第4条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、特定不妊治療を実施することが適当と認められる医療機関を、当該医療機関からの申請に基づき、指定医療機関として指定する。
 - (1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業について(平成26年雇児母発第0206第3号厚生労働省雇 用均等・児童家庭局母子保健課長通知)別紙1に規定する不妊に悩む方への特定治療支援事業の 実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針に定める基準を満たしていること。
 - (2) 特定不妊治療の実施に関し、高い技術の下に、公益社団法人日本産科婦人科学会が定めた会 告等を踏まえ、十分な理解及び倫理観をもって対処できること。
- 2 前項の規定による指定の申請は、特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書(第1号様式) を市長に提出して行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による指定の申請があったときは、速やかに内容を審査し、指定医療機関として指定した場合は、その旨を特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定通知書(第2号様式)により、当該申請をした医療機関に通知する。
- 4 市長は、指定医療機関について、3年ごとにその状況を確認し、指定医療機関としての要件を満たしていないと認められる場合は、その指定を解除するものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があったときは、速やかに確認し、その指定を解除するものとする。
- 5 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法 第252条の22第1項の中核市で本市以外の市長が特定不妊治療を実施することを適当であると認め た医療機関については、第1項の規定にかかわらず、指定医療機関としての指定があったものとみ なす。この場合においては、前3項の規定は、適用しない。

(助成の限度額及び期間)

- 第5条 助成の額は、1回の治療につき15万円(ただし、別表第1表のC及びFの治療については7万5千円)までとし、1年度目は3回までを、2年度目以降は各年度において2回までを限度に通算5年間助成する。この場合において、助成の回数は、通算10回を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合において、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算助成回数は、 6回を限度とし、年間助成回数及び通算助成期間は、制限しない。
- 3 前項の規定において、全ての助成回数を含め通算して初回から3回目までの助成に対し、5万円

(ただし、別表第1表のC及びFの治療については2万5千円)を上乗せして助成する。 (助成金の支給の申請)

- 第6条 助成を受けようとする対象者は、原則として、特定不妊治療が終了した日の属する年度内に、 特定不妊治療費助成申請書(第3号様式)を、保健所長を経由して市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(第4号様式)及び医療機関が発行した領収書
 - (2) 戸籍謄本
 - (3) 住民票その他の住所を確認できる書類
 - (4) 市町村民税・県民税(所得・課税)証明書その他の夫婦の所得額を証明できる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の一 部を省略させることができる。

(助成額の決定)

- **第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成の可否について決定する。
- 2 市長は、前条の規定による申請に対し助成を行うことを決定したときは、その旨及び助成額について、特定不妊治療費助成承認通知書(第5号様式)により、当該申請をした対象者に通知する。
- 3 市長は、前条の規定による申請に対し助成を行わないことを決定したときは、その旨を特定不妊 治療費助成不承認通知書(第6号様式)により、当該申請をした対象者に通知する。

(台帳の整備)

第8条 市長は、助成の適正を期するため、特定不妊治療費助成事業台帳(第7号様式)を備え付けておくものとする。

(プライバシーへの配慮)

第9条 市長は、この要綱に定める事務手続を行うに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理 及びプライバシーに十分配慮するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の実施前になされた指定医療機関の指定に係る申請、指定、通知その他の手続等は、こ

の要綱によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年4月1日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後のいわき市特定不妊治療費助成事業実施要綱第5条の規定は、この要綱の 実施の日前に、この要綱による改正前のいわき市特定不妊治療費助成事業実施要綱第7条第2項の 規定により特定不妊治療費の助成の決定を受けた者についても適用するものとする。

附 則 (平成19年6月5日)

- 1 この要綱は、平成19年6月5日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現に改正前の第4条第1項の規定により指定された医療機関については、改 正後の第4条第1項の規定により指定された医療機関とみなす。
- 3 改正後の第5条の規定は、平成19年度分以後の特定不妊治療費の助成について適用し、平成18年度分までの特定不妊治療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年8月10日)

- 1 この要綱は、平成21年8月10日から実施する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成21年度分以後の特定不妊治療費の助成について適用し、平成20年度分までの特定不妊治療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年7月28日)

- 1 この要綱は、平成23年7月28日から実施する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成23年度分以後の特定不妊治療費の助成について適用し、平成22年 度分までの特定不妊治療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月25日)

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則 (平成25年4月1日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成25年度分以後の特定不妊治療費の助成について適用し、平成24年度分までの特定不妊治療費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前のいわき市特定不妊治療費助成事業実施要綱第4 条第1項の規定による指定を受けている医療機関については、この要綱の実施の日に、改正後の第

4条第1項の指定があったものとみなす。

3 改正後の第5条の規定は、平成26年度分以後の特定不妊治療費の助成について適用し、平成25年度分までの特定不妊治療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成27年度分以後の特定不妊治療費の助成について適用し、平成26年度分までの特定不妊治療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年11月30日)

この要綱は、平成27年12月28日から実施する。

別表 (第3条関係)

| | | | | 採卵まで | | | (前培養 | 胚 | | | 移植 | | | |
|---------|---|--|-------------------------|----------|----|--------|----------------------|-------|---------|-----|--------------------|-----|---------|--------------|
| | | | | | | | | 新鮮胚移植 | | | 凍結 | 胚移植 | | <u> </u> |
| 治療内容 | | | 薬品投与(点鼻薬)(自然周期で行う場合も有り) | 薬品投与(注射) | 採卵 | 採精 (夫) | 食・媒精(顕微授精)・培養) 受精 | 胚移植 | 黄体期補充療法 | 胚凍結 | 薬品投与(自然周期で行う場合も有り) | 胚移植 | 黄体期補充療法 | (胚移植の概ね2週間後) |
| 平均所要日数 | | | 14日 | 10日 | 1日 | 1日 | 2~5日 | 1日 | 10日 | | 7~10日 | 1日 | 10日 | 1月 |
| 助成対象の治療 | A | 新鮮胚移植を実施 | | | | | | | | | | | | |
| | В | 凍結胚移植を実施 | | | | | | | | | | | | |
| | С | 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 | | | | | | | | | | | | |
| | D | 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 | | | | | | | | | | | | |
| | Е | 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子 授精などの異常授精等により中止 | | | | | | | | | | | | |
| | F | 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵 が得られないため中止 | | | | | | | | | | | | |
| 助成対象 | G | 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止 | | | | | | | | | | | | |
| | Н | 採卵準備中、体調不良等により治療中止 | | 7 | | | | | | | | | | |

備考

- ・ 第5条の「1回の治療」とは、AからFまでの治療のうち、◯◯ の部分の治療内容を行った場合の一連の治療をいう。
- 2 Bの治療は、採卵・受精後、 $1\sim3$ 周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく場合の治療とする。